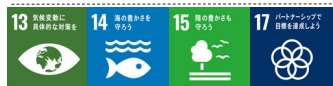


希少種保護対策費



【令和9年度要求額	933百万円（764百万円）】
うち、本省予算	612百万円（511百万円）
うち、地方予算	321百万円（252百万円）



希少種及びその生息・生育地の保全強化によって再生可能エネルギー等の開発事業との適切なすみ分けを図るとともに、保護増殖事業の実施等により新たな絶滅を回避し、暮らしを支える豊かな生態系を将来に渡って健全に保つ。

【本省予算】

1. 事業目的

- ①希少種の生息・生育地の総点検やレッドリスト作成により、国全体として守るべき地域や種を明らかにする
- ②国内希少種への指定（規制）や保護区指定により、再エネ等の乱開発から必要な種・地域を確実に保全する
- ③先進モデルとなるような、あるいは全国的な保護増殖事業等の取組を進め、各地への波及を図る

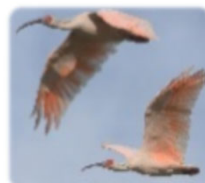
2. 事業内容

【「生息・生育の場の保全」の強化】

- ・希少種の生息・生育地保全に向けた総点検
- ・生息地等保護区の指定
- ・希少種保全に対する地域体制の構築強化

【「種の保存」の推進】

- ・国内希少野生動植物種の追加指定
- ・保護増殖事業、野生復帰に向けた順化等事業
- ・動植物園等と連携した生息域外保全の技術開発・推進
- ・能登地域など本州でのトキの定着支援、日中トキ協力事業
- ・イヌワシ緊急保護対策



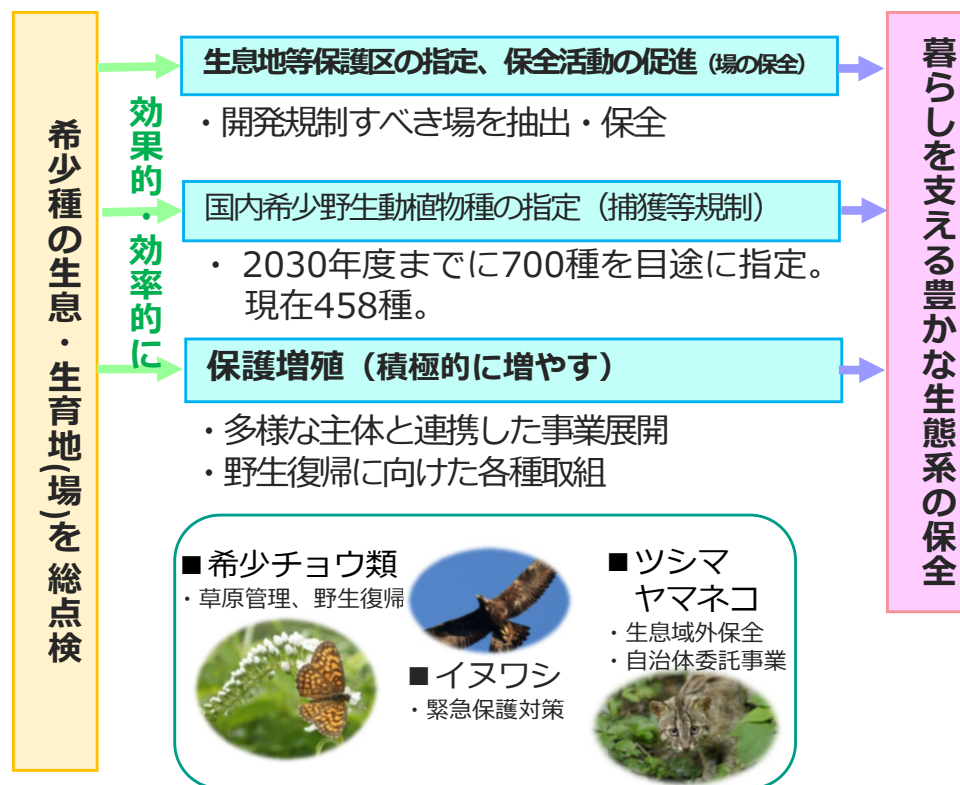
【基盤情報：レッドリストの提供】

- ・第5次RL見直し、第6次に向けた評価手法・体制整備

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業、請負事業
- 委託先/請負先 地方公共団体、民間事業者・団体、非営利団体
- 実施期間 平成5年度～

4. 事業イメージ



【地方予算】

1. 事業目的

- ① 特に優先度が高いものから地域の実態に即した保護増殖事業を実施することにより、種の絶滅を回避する。
- ② 生息地等保護区の指定候補地の現地調査や、既指定地の適切な維持管理等により、重要生息地の保全を進める。
- ③ 各地域における①②の取組を通じ、全国的な生態系・生物多様性の保全を図る。

2. 事業内容

【各地域における「種の保存」の推進】

- ・保護増殖事業計画が策定された種について、計画に基づき生息状況の調査、生息環境の整備、生息を脅かす要因の排除（密猟、交通事故対策など）、飼育繁殖、野生復帰、普及啓発、これらに係る専門家等との検討会などを実施。
- ・対象種ごとに、生息数及び生息環境についての定量的目標設定など、保護増殖事業の完了に向けた検討と優先度に応じた対策の重点化・効率化を実施。

【各地域における「場の保全」の強化】

- ・生息地等保護区の新規指定に向けた調査検討、既指定地の維持管理。
（新規指定の調査検討）生息状況把握調査、関係者との調整、図面作成等
（既指定地の維持管理）巡視、生息状況把握調査、維持保全作業、制札等の整備、違法捕獲等防止柵の設置等

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成18年度～

4. 事業イメージ

保護増殖事業（78種※）

※対象種は保護増殖事業計画が策定されている79種の一部を除き計上

種ごとに地域実情に応じた事業実施

- ＜ほ乳類＞ ツシマヤマネコ、イリオモテヤマネコなど4種
- ＜鳥類＞ イヌワシ、ライチョウ、ヤンバルクイナなど15種
- ＜両生類＞ アベサンショウウオ1種
- ＜魚類＞ ミヤコタナゴ、アユモドキなど5種
- ＜昆虫類＞ ベッコウトンボ、オガサワラハンミョウなど13種
- ＜貝類＞ 小笠原陸産貝類23種
- ＜植物＞ キタダケソウ、レブンアツモリソウなど16種



ライチョウ



イタセンバラ

生息状況の調査、生息地の環境整備、外来種駆除、飼育繁殖、野生復帰、密猟対策、普及啓発等

生息地等保護区（新規指定の推進、10箇所の維持管理）

国内希少野生動植物種のうち生息・生育地を厳重に保全する必要がある場合に指定。
・メガソーラー対策パッケージに基づく開発行為の規制
・生息・生育環境の保全

■新規指定の調査



■維持管理



暮らしを支える豊かな生態系の保全